

令和3年12月27日

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
会長 吉坂 義正 様

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
相模原地域連合
議長 川崎 晴彦 様

相模原市長 本村 賢太郎



2022年度に向けた政策・制度要求と提言について（お答え）

日ごろから、市政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
ご要請につきましては、次のとおりお答えいたします。

【経済・産業政策】

1 地域活性化と持続可能な地域経済の発展、そして非常時における雇用の維持をめざし、特に中小企業における「事業継続計画（BCP）」の策定支援や、今後も必要となる感染症対策等を含めた事業継続計画改定に向けて、技術的支援などをすすめること。

また、非常時に広範囲での対応が必要とされる避難計画策定にあたっては、自治体の施設を含んだ地域資源の活用ができるよう支援と連携をすすめること。

【回答】

事業継続計画（BCP）の策定支援につきましては、災害時における中小企業の継続的な経営を支援するため、中小企業庁が「中小企業BCP策定運用指針」を策定していることから、こうした取組をご案内することにより、策定を促進してまいりたいと考えております。

また、策定に関する技術的な支援に当たっては、産業支援機関と連携した取組により推進してまいります。

事業者の避難計画の策定に当たりましては、本市が災害時に避難所や緊急避難場所として開設する公共施設を、避難の必要性に応じて活用していただければと考えております。

（環境経済局、危機管理局）

2 IoT、ビックデータ、AI等を活用したデジタル化の進展は、コロナ禍で顕在化した経済・社会・産業構造における課題解決のため、さらに加速していくと考えられることから、市内産業におけるデジタル化の実態把握を進め、今後必要とされるIT人材の育成強化、中小企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向け、研究開発など各種支援を推進させること。

【回答】

市内産業のデジタル化への支援につきましては、ものづくり企業総合支援事業において、市内製造業向けに国補助金の申請支援やコンサルティングを行い、実態把握に努めております。

さらに、地方創生臨時交付金を活用し「オンライン営業ツール作成支援補助金」の交付を実施したほか、「中小企業研究開発補助金」の交付を実施し、IT関連を含めた研究開発支援を行っており、今後も、デジタル化促進に関する支援を講じてまいります。

(環境経済局)

3 市内の企業等による、カーボンニュートラル（温室効果ガス排出・吸収量の差し引きゼロ）をめざすため、今後必要とされる蓄電池開発や量産技術の確立など、産官学関係機関が一体となり、人材育成や設備投資への支援をすすめること。

【回答】

市内企業のカーボンニュートラルに向けた取組に対して、中小企業融資制度に「地球温暖化防止支援資金」を設け、地球温暖化の防止に有効な設備等の導入に要する資金を、金融機関から低利で調達できるよう支援しております。

(環境経済局)

【雇用・労働政策】

1 妊娠・出産や育児をしながらすべての市民が就業を継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底をはかること。特に、市内企業における長時間労働の削減とあわせ、仕事と家庭の両立支援制度等、施策の充実をはかること。

また今後の課題とされる、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」世代を対象に、育児や介護に関する支援制度・施設利用の周知など、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を推進すること。

【回答】

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等につきましては、厚生労働省が作成したリーフレットを窓口や所管施設に配架するなど、周知啓発に努めています。また、企業におけるこうした労働関係法規の順守や独自の上乗せ規程について「仕事と家庭両立支援推進企業表彰」の表彰理由とともに、表彰企業の取組について事例紹介リーフレットを作成し、市内企業等に配布するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け周知啓発に努めています。

さらに、女性の活躍応援事業として、子育て世代のライフステージに応じたセミナーを実施しており、今後とも、市内企業において仕事と家庭の両立支援の取組が広がるよう普及啓発に努めてまいります。

ワーク・ライフ・バランスの実現につきましては、ダブルケア世代を含むあらゆる世代を対象に、離職することなく育児や介護と仕事を両立しながら働き続けるための支援制度などを学ぶ講座や、働き方改革に関する講座、ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する啓発講座を開催するなど、その実現に向けた取組を推進しているところです。引き続き、関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する様々な講座の開催等を実施してまいります。

(環境経済局、市民局)

2 雇用、福祉、教育の各行政機関が連携し、障がい者雇用の促進と、安心して働き続けることのできる就労環境を構築するため、ハローワークを核とした地域ネットワークの充実と、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を推進すること。

また、障がい者雇用が進まない中小企業に対して、各種情報提供をはじめとする支援策について、相模原市障害者支援センターが中心となり推進すること。

【回答】

障害のある方の雇用促進等につきましては、相模原公共職業安定所、特別支援学校、就労移行支援事業所等で構成する「相模原障害者就労支援連絡会」等を通じて各関係機関と連携しながら、働きやすい就労環境の整備に努めてまいります。

また、中小企業等への障害者雇用の推進につきましても、障害者支援センター松が丘園による事業所開拓、巡回訪問や相談を行い、障害のある方の適性に合った企業の開拓のほか、職場定着に向けた必要な連絡調整や指導・助言等を継続してまいります。

企業に対するサポートにつきましては、相模原公共職業安定所と連携して、企業等を対象に、障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業の見学会や、精神・発達障害に関する基礎的な知識を習得し一緒に働く際の接し方のポイント等を学ぶ講座等の開催を企画するなど、障害者雇用の促進等に努めています。

(健康福祉局、環境経済局)

3 教育現場の労働環境改善のため、策定された「学校現場における業務改善に向けた取組方針」に基づき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。

特に、教員の多忙化解消に向け、重要となる「在校等時間」の客観的把握をすすめ、教育施策の見直しや学校の裁量による業務削減の推進と、各種支援員の増員をはかること。

【回答】

教育現場の労働環境改善につきましては、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」に基づく取組を学校と協働して実施し、「学校における働き方改革」を総合的に推進しております。

教員の在校等時間につきましては、教員一人ひとりに配付されているパソコンのログオン・ログオフ時間を記録することで、勤務時間を客観的に把握していくとともに、集計したデータを活用し、学校業務の更なる改善や勤務時間に対する意識改革等に努めています。

各種支援員の増員につきましては、教員が児童生徒への指導など、子どもたちにしっかり寄り添い、向き合う時間を確保するために効果的であることから、スクールサポートスタッフの拡充、部活動指導員等の配置に加え、新型コロナウイルス感染症感染防止のための消毒に特化したスクールサポートスタッフの追加配置を行っております。

(教育局)

【福祉・社会保障政策】

- 1 新型コロナ感染症対策の検証と、ウィズコロナ・アフターコロナの社会を意識し、「地域医療構想」の再検討をするとともに、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化を図ること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策の検証につきましては、「相模原市新型インフルエンザ等医療対策会議」において行う予定であります。

地域医療構想の再検討につきましては、所管する神奈川県におきまして、アフターコロナに向けた勉強会の開催などを経て、令和6年度を始期とする「第8次医療計画」に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項が位置付けられるものと承知しております。

感染症病床につきましては、昭和25年に相模原協同病院敷地内に町立伝染病隔離病舎が建設されたことに始まり、平成11年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の施行に伴い、二次保健医療圏に1か所設置される感染症指定医療機関として相模原協同病院が県知事の指定を受け、6床の病床を有しているところです。

市といたしましては、相模原協同病院の移転に際し、感染症病床を引き続き設置し、感染症指定医療機関の指定について要請し指定を受けていただきました。

保健所の体制につきましては、「感染症対策課」や「新型コロナウイルスワクチン接種推進課」の設置、人事異動等による職員の増員など、体制強化を図ってきたところです。

今後につきましても、感染対策に必要な体制等の整備に努めてまいります。

(健康福祉局、総務局)

- 2 感染症拡大による介護サービスの受入れ停止の影響で、認知症への移行や持病の悪化などが懸念されること、また高齢者への感染リスクや、クラスターの発生・感染時の重篤化など、介護サービスの維持が困難になることから、これまでの感染症対策について検証をすすめ、介護サービスが維持できる体制・設備強化など、支援の充実をはかること。

【回答】

コロナ禍における介護サービスの確保に係る支援につきましては、基本報酬の特例的な評価による増額に加え、感染者発生時の必要経費の助成を行っているほか、県においても、感染拡大防止の観点から多床室の個室化に要する改修、簡易陰圧装置・換気設備等の設置等、設備強化に係る助成が実施されております。

また、介護現場の感染対策力向上支援として、国の検討委員会で作成された手引きのほか、本市でも感染者発生に備えたシミュレーションを実施するためのガイドラインを作成し、介護現場の感染対策力の向上を支援しております。

今後も国の動向を注視しつつ、介護サービスの安定的な提供に資するよう国及び県と連携し支援等を行ってまいります。

(健康福祉局)

3 安心して生活することができる社会をめざし、将来に向けた持続可能な医療・高齢者福祉・子育て支援制度を構築するため、医療・介護・保育人材の確保にあたっては、労働条件や職場環境の改善、離職防止と復職支援、資格取得とキャリアアップへの支援など、引き続き働き甲斐をもち、働き続けることのできる魅力ある職場をめざした各種施策の拡充をはかること。

【回答】

医療人材の育成・確保につきましては、相模原看護専門学校の運営支援や医師や看護師等を目指す学生に対して修学資金の貸付等を実施しております。

介護人材の確保につきましては、介護未経験者を対象として、研修から就職までの一体的支援のほか、介護サービス事業所が行う職員向けの研修に対する助成や、若手の介護職員を対象とした勤続表彰及び介護のイメージアップ等により、人材の育成や定着に向けた取組を併せて実施しております。

また、介護現場の生産性向上などをテーマとした事業所向けの研修等により、職場環境等の改善に資する取組を進めるなど、今後も、介護人材の確保等に向けた施策の充実に努めてまいります。

保育人材の確保につきましては、関係団体と連携した上で、職員の処遇向上を図るための本市独自の助成を実施するとともに、市就職支援センター内に保育士等就職支援コーディネーターを配置し、市内養成校等への啓発活動や潜在保育士の復職支援、就職支援セミナー等を開催しております。

さらに、市内全ての施設の保育者を対象とした「相模原市保育者ステップアップ研修」を実施し、幼児教育・保育の質の向上に努めています。

(健康福祉局、こども・若者未来局)

4 引き続き社会全体で子育てを支える仕組みを構築するため、関連施設の増強や、必要な方が利用しやすい施策の充実をはかること。

また、子どもの命と健康を守るために、子ども・子育て支援新制度の更なる充実をはかり、子育て世帯への負担軽減となる施策を推進すること。

【回答】

子育て支援につきましては、未来を創る子どもや若者が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していくよう、これまでの計画を一層充実させた「さがみはら子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を令和2年3月に策定いたしました。

策定した計画に基づき、安心して妊娠、出産、子育てができる環境をつくるため、妊娠期から青年期まで切れ目のない支援の視点の下、社会全体で子育てを支援するための仕組みづくりを充実させ、誰一人取り残さない子ども・子育て支援を進めてまいります。

(こども・若者未来局)

5 昨今社会問題となっている貧困問題の対応の一つとして、未利用の食料品を地域資源として有効活用するため、地域で運営されている「フードバンク」「フードドライブ」「子ども食堂」さらには「生理の貧困」など、地域におけるネットワークの拡大や活動普及に向けた支援の充

実を図ること。

【回答】

生活困窮者自立支援・生活保護の分野における支援の充実や、ごみの減量化・資源化を推進する上で、フードバンク活動により提供される食材の活用は、大変重要なものであることから、市のフードドライブ事業においても、集めた食材の一部を必要な方へ配布できる体制を構築しております。

「フードドライブ」の取組につきましては、市として4か所、ショッピングモール等に企業が設置した5か所の受付窓口を設け、持ち込んでいただいた食材を「フードバンク」として活動する団体に提供しております。

今後も、民間企業等を含めた「フードドライブ」について積極的にPRしてまいります。

「子ども食堂」などの子どもの居場所への支援については、運営支援のための相談窓口の設置のほか、事例集の作成や新たな居場所づくりの開設・運営のためのセミナーの実施、情報交換会の開催などについて市社会福祉協議会に委託して取り組んでおります。

また、市の後援を受けた団体に対し、利用者の事故や食中毒に対して保障が受けられるよう、傷害保険・賠償責任保険に一括加入しているほか、市内のフードバンク団体との協働事業により、食材の運搬を行っております。

大学生や子育て家庭等への食材支援については、フードバンク団体や民間企業、団体、市民の方々から食材の提供をいただいております。

「生理の貧困」につきましては、本年度、民間団体より寄付物品として寄せられた生理用品を、市内の公共施設や大学で配布するほか、子育て家庭への食材配布会場においても配布するなど、地域における既存の支援活動と協働した支援を実施したところです。引き続き、既存の食材配布活動等との協働を視野に入れながら、生理の貧困への対応を図ってまいります。

(環境経済局、健康福祉局、こども・若者未来局、市民局)

【社会インフラ政策】

- 1 大規模災害発生時における、被災状況の収集や情報発信に必要な通信手段の確保、情報提供のあり方など、地域に確実に伝わる取り組みを強化すること。また、AIを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、広域的な安否確認や避難誘導の迅速化で大規模災害発生時の被害低減をめざすこと。

【回答】

被災状況の収集や情報発信に必要な通信手段の確保につきましては、市ホームページで公開している「さがみはら防災マップ」にて、道路の被害状況等を収集し市民向けに公開しているほか、ひばり放送や防災メール、ヤフー防災速報やスマ保災害時ナビなどのアプリを活用し、情報伝達手段の多重化、多様化を図っております。

こうした伝達手段は、市ホームページや防災ガイドブック、ハザードマップなど刊行物に掲載しているほか、チラシを作成して、まちづくりセンターへの配架、研修会等での配布を行い、周知を図っております。

風水害時には、市内全域を網羅した気象予測及び市内での気象等の観測データが集約された気象情報システム等を活用し、適切な避難情報の発令に努めております。

また、台風や地震等の大規模災害発生時の被害低減を図るため、「いつ・どこに・どのように」避難するか、あらかじめ決めておく防災行動計画であるマイ・タイムラインの作成促進や家具の転倒防止策等の情報について、普及啓発を行っております。

今後も、防災情報等が確実に届くよう、様々な機会を活用して周知に努めてまいります。

(危機管理局)

2 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、すべての生活者に必要な交通の維持・確保に対する各種支援施策の充実と体制強化をはかること。

【回答】

本市では、地域公共交通の維持確保のため、現在バス事業者からの路線退出の申し出のあった路線のうち6路線（8系統）について、国・県・周辺自治体と連携して、必要な助成を行うことによって運行の継続を図っております。

また、交通不便地区等においては、地域・公共交通事業者・本市の3者協働によりコミュニティバスや乗合タクシー等を運行し、地域の生活交通を確保しております。

今後も引き続き、地域の皆様や公共交通事業者をはじめとする関係者と連携を図りながら、地域公共交通の維持・確保に努めてまいります。

(都市建設局)

3 市新道路整備計画など都市づくりに係る計画の策定・実施にあたっては、平常時・非常時と、重要なライフラインを担う物流の社会的役割と重要性を踏まえた施策が重要である。

特に都市部のインフラ整備については、物流の効率化のため共同配送拠点や、荷捌き駐車場の整備など、地域の物流事業者や住民など関係箇所と連携した施策の推進をはかること。

【回答】

「相模原市新道路整備計画」の策定及び実施に当たりましては、広域的な交流や都市力を高める幹線道路ネットワークの形成、地震等の大規模災害発生直後から物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うための緊急輸送道路ネットワークの整備などの視点を踏まえ、選択と集中により優先的に実施する路線を定め、事業を実施しております。

(都市建設局)

4 「なくそう！望まない受動喫煙」を実現するため、ルールに沿った取り組みが進むよう、関係各所へ周知し、指導・助言の強化と必要な支援をはかること。

また、改正健康増進法において、配慮義務が必要とされる路上等の施設外での受動喫煙防止対策について、引き続き安全で健康的な環境を確保するために各種施策を推進すること。

【回答】

受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法や「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」で定める標識の掲示等について、飲食店の営業許可証を交付する際に、チラシを併せて配布し、周知を図っております。

また、施設の屋外における受動喫煙防止対策につきましては、九都県市受動喫煙防止共同キ

キャンペーンに合わせたポスターの展示等による啓発のほか、事業所の屋外喫煙場所での受動喫煙について市民から相談があったときには、事業所に対して法の趣旨や配慮義務について説明するなど、引き続き、望まない受動喫煙の防止に向けて取り組んでまいります。

路上喫煙防止対策につきましては、人の往来の多い駅周辺の道路等を路上喫煙禁止地区等に指定し、路上喫煙防止指導員が定期的に巡回しております。また、路上喫煙防止の周知のため、地域住民、企業や関係団体などと協力し、市内各駅で啓発キャンペーンを例年実施しております。

(健康福祉局、市民局)

【環境・エネルギー政策】

1 国における2050年カーボンニュートラルの宣言によって、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正がすすめられている。そこで地方自治体における環境に関する計画の見直しにあたっては、行政と民間企業等との連携をすすめ、環境技術開発への支援を拡充すること。

また、市内企業において、実施・計画されている地球温暖化対策に有効な取り組みについて、各種支援と市内外へ展開するための情報発信を進めること。

【回答】

本市では、令和2年9月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明いたしました。この目標達成に向け、本年8月に「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定し、今後、この脱炭素ロードマップや法改正の内容等を踏まえ、市地球温暖化対策計画の見直しを行ってまいります。

行政と民間企業等との連携した取組につきましては、まずは「脱炭素ロードマップ」に位置付けております市民・事業者・金融機関・行政等からなる「地域プラットフォーム」を今後構築することにより、取組を進めてまいります。

また、本市では、中小規模事業者の計画的かつ自主的な省エネルギー対策を支援することを目的とした、「相模原市地球温暖化対策推進条例」に基づく「相模原市地球温暖化対策計画書制度」があります。この制度において、計画的な二酸化炭素排出量削減目標の設定や、市による省エネ設備導入時の補助など、事業者と連携した取組を実施しております。

環境分野も含めた技術開発に対しましては、「中小企業研究開発補助金」を設け市内企業の支援をしております。

引き続き、各種支援の取組や、他都市と連携した情報発信に努めてまいります。

(環境経済局)

2 市民および事業者の地球温暖化などに関する環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動を進めること。

また、オフィスなど事業所における省エネルギー対策の支援や、家庭で省エネ性能に優れた家電製品への買替促進・住まいの省エネ改修への補助制度の充実を図ること。

【回答】

温室効果ガス排出削減に向けた広報・啓発活動につきましては、地球温暖化対策のための国

民運動「COOL CHOICE」の啓発活動として、啓発CMの放映や地域情報紙への広告掲出、「さがみはら地球温暖化対策協議会」と連携したオンラインフォーラム等を実施しております。今後も、市内イベントや各種媒体を活用し、市民の皆様の省エネ意識の醸成や、脱炭素型ライフスタイルの促進に向けた広報、啓発活動を進めてまいります。

環境に配慮した省エネ機器等の導入に対する支援につきましては、事業者向けの支援として、「相模原市地球温暖化対策計画書」を提出した事業者に対する省エネアドバイザー派遣事業、中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助事業を実施しているほか、家庭向けの支援として、太陽光発電システム等の導入者に対する住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金交付事業を実施しております。省エネ機器の更なる導入促進のため、引き続き、省エネ機器導入の支援と各種情報発信に取り組んでまいります。

(環境経済局)

3 食品ロスの削減と食品リサイクルの推進に向けて、市民及び事業者に対して、改めて廃棄物の発生抑制および各種リサイクル制度の周知と「食品の取引慣行の見直し」議論を踏まえた啓発に取り組むこと。

【回答】

家庭での食品ロス削減に向けた取組につきましては、小学校や公民館、自治会等における出前講座や、小売店店頭等における街頭キャンペーンにおいて食品ロスの削減に向けた啓発活動を行っているほか、食品ロス削減をテーマとし、夏休みの小学生を対象とした調理実習、一般市民を対象とした講演会、さらに、市役所本庁舎食堂への啓発ポップ設置などを実施しております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、キャンペーン等を中止する一方、市ホームページや広報さがみはらにより、食材を無駄なく使用したレシピを紹介するなどの啓発を行いました。

事業者向けの食品ロス削減と食品リサイクルの推進につきましては、市内の多量に廃棄物を排出している事業者や食品衛生責任者が置かれている事業者に対し、「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を配布し、啓発活動を実施しております。

さらに、食品ロス削減はSDGsの目標の一つとされていることから、小中学校・公民館などで行っているSDGs講座においても啓発をしております。

また、さがみはらSDGsパートナーへ登録していただいている企業との協力事業として、本年6月に、賞味期限切れが近くなった飲料を、通常価格より安価で販売する「フードロス対策自販機」を市役所ロビーに設置し、食品ロスの削減と市民の皆様に対する意識啓発を図っております。

今後も官民一体となり、こうした取組をより一層推し進め、食品ロスの削減を目指してまいります。

(環境経済局、市長公室)

【教育・人権・平和政策】

1. 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的措置を更に推進すること。

また、今後進められる少人数学級の実現に向けて、加配定数からの振り替えではなく教職員定数の実質的な増となるよう教員の確保、学校施設整備などを計画的に推進し、誰一人取り残すことなく、すべての可能性を引き出す教育を実現すること。

【回答】

人的措置につきましては、スクールサポートスタッフの拡充に加え、消毒に特化したスクールサポートスタッフの追加配置を行っております。

青少年教育カウンセラーにつきましては、様々な課題を抱える児童生徒やその保護者に対する心理面からの支援が、義務教育9年間を継続して行えるよう、全ての中学校区に小学校と同一のカウンセラーを配置しております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、諸課題に対する一層の早期発見と迅速な対応や解決に向け、本年度より、一人あたり2中学校区を2日ずつ担当する拠点校・巡回校型に変更し14中学校区に配置し、22中学校区については、派遣校型とし、市青少年相談センターの社会福祉職が対応しております。

また、教室不足等が生じないよう計画的に学校施設整備を進めるとともに、基礎学力の定着と個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の課題解決や学力向上の推進、少人数学級への移行に適切に対応するには、教職員定数の改善が不可欠であるため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正等について、引き続き、国に対し機会を捉えて働き掛けてまいります。

(教育局)

2 外国にルーツを持つ市民と児童・生徒の教育の権利と機会を確保するため、就学に関する情報をより多くの言語（多言語）、および、いわゆる「やさしい日本語」で保護者へ伝えること。

あわせて日本語教育および母語・母文化教育の支援をするため、通訳等の充実、地域で活動するNPO等との協働に取り組むこと。

【回答】

外国につながりのある児童・生徒・保護者等に対して、日本の教育制度や本市小中学校等の就学手続き、学校生活等を説明する際の資料として作成している「外国人児童・生徒の手引き（平成20年改訂版）」を、デジタル版として令和2年度に改訂いたしました。多言語翻訳ツール「カタログポケット」を活用することで、日本語を含む10言語に翻訳されたものを閲覧することが可能となっております。

そのほか、外国人の子どもの就学促進として、就学手続きの案内を、日本語を含む10言語で新入学を迎える保護者に入学する令和2年9月に送付するとともに同様の内容を市ホームページでも公開しております。

また、就学先が不明な外国人の子どもに対しましては、就学先の把握及び就学促進を目的

とした就学先調査アンケートを、日本語を含む10言語で実施し、教育の権利と機会の確保に努めています。

日本語指導が必要な外国につながりのある児童生徒に対しましては、日本語指導講師による個別の指導や、母語を話すことができる日本語指導等協力者による学校生活、学習面の支援を引き続き行ってまいります。

日本語指導講師や日本語指導等協力者以外にも、児童・生徒の状況に応じ、ボランティア団体等の協力を得て学校生活や学習への支援を行っております。

支援が必要な児童生徒が多い学校には、国際教室を開設し、学校生活や学習への速やかな適応を図るとともに、児童生徒が持つ特性を十分に生かすことができる指導等を行うことにより、国際理解の充実に努めています。

(教育局)

3 ヘイトスピーチ解消法の成立から5年を迎えるが、市内外でヘイトスピーチ規制条例の制定をめぐって「日本人差別の条例」などの妄言・デマを流布し、外国人への敵意を煽るヘイト街宣やデモが行われていること、またインターネット上での被害者救済が不十分な実態を踏まえ、差別禁止と被害者救済を鮮明にした条例制定について検討すること。

また、ヘイトスピーチ解消法は禁止・罰則を規定せず理念法にとどまっていることから、当該行為に関する規程の制定など規制の強化を国に要請すること。

【回答】

人権施策につきましては、「相模原市人権施策推進指針」に基づき、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるとともに、人権に関する教育や啓発などに取り組んでいるところです。こうした取組により実効性を持たせ、偏見や差別のない人権尊重のまちづくりを進めるため、人権に関する条例の制定に向けて取り組むとともに、ヘイトスピーチなどの人権侵害、差別の解消に向け、人権教育及び人権啓発に引き続き取り組んでまいります。

また、国への要請は、現時点では行う予定はありませんが、今後につきましては、市内の状況等を踏まえ必要に応じ検討してまいります。

(市民局)

4 市内米軍基地機能の整理・縮小・返還、日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体との連携をすすめ、基地周辺住民の不安解消をめざし、快適な生活を送れるよう国に要請すること。

【回答】

本市では、これまで、貴連合や市議会、市自治会連合会等で構成される「相模原市米軍基地返還促進等市民協議会(以下「市民協議会」と言います。)とともに、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組んでおり、市民生活やまちづくりなどのために緊急に必要な部分については、一部返還又は共同使用を国・米軍に対して求めております。

また、基地近隣住民に不安を与えるような基地機能の一部強化等を行わないよう、国及び米軍に対し求めております。

今後におきましても、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組むとともに、基地機能の一部強化等を行わないよう、国及び米軍に対して求めてまいります。また、基地周辺住民の皆様の不安解消に資するよう、適時・適切な情報提供に努めてまいります。

日米地位協定の抜本的な見直しにつきましては、本市では、かねて県及び基地関係市とともに、事件・事故の防止や環境対策、騒音問題など様々な観点から、条項ごとに改善点を国に示しているほか、市民協議会とともに見直し・運用改善等を強く求めております。

厚木基地に起因する騒音の主な原因であった米空母艦載機の固定翼機部隊については、長年にわたり、市民の皆様に深刻な騒音被害をもたらしてきましたが、平成30年3月に岩国基地への移駐が完了いたしました。

しかし、移駐後においても厚木基地においてはジェット機の飛来が見られ、一定の騒音が発生しております。また、平成30年5月、令和元年5月、令和2年5月及び本年5月、厚木基地が空母艦載機の着陸訓練の予備飛行場として指定され、今後も厚木基地の運用や騒音被害の実態を注視せざるを得ないと考えております。

こうしたことから、市では、米空母艦載機の固定翼機部隊の岩国基地への移駐後の厚木基地の運用に係る情報を適時に提供するとともに、騒音対策について適切な措置を講じることや夜間離着陸訓練を含めた着陸訓練を硫黄島で全面実施することなどを県及び厚木基地周辺各市とともに国や米軍に求めております。

(市長公室)

5 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女平等参画に関する条例・計画の実効性を検証すること。あわせて、男女平等に関する各種施策の進捗状況を把握し、市民への周知と、必要な施策の改善などについて取組を進めること。

【回答】

男女共同参画に関する条例・計画の実効性の検証及び必要な施策の改善等につきましては、「さがみはら男女共同参画推進条例」に基づき策定した「第3次さがみはら男女共同参画プラン」について、毎年、年次報告書を作成し、当該プランに基づく施策の進捗状況管理及び市民への公表を行っております。

また、当該年次報告に対する審議会からの評価等を踏まえた施策の見直しを図ってまいります。

(市民局)

【行財政政策】

1 各種詐欺被害を受けやすい高齢者や子ども、障がい者に配慮し、行政と地域の連携により引き続き消費者被害の未然・拡大防止につとめるとともに相談体制を強化すること。

また、消費者市民社会の実現に向け、社会的課題であるカスタマーハラスメント被害の防止に向けた倫理的な消費者行動について普及・啓発をはかること。さらに中高生等若年層に対しては、消費者被害から自らを守ることはもちろんのこと、知識や社会経験の乏しさから消費者問題に係る犯罪の加害者とならないよう、学校への出前講座などを活用した消費者教育を推進すること。

【回答】

特殊詐欺被害の未然防止・拡大防止につきましては、本年度から迷惑電話防止機能付き電話機などの購入費の一部補助を実施しているほか、民生委員・児童委員協議会、高齢者支援センター等と連携し、高齢者宅へ啓発チラシを配布するとともに、県警察、民間事業者等との連携によるキャンペーンの実施、市ホームページや広報さがみはら等による周知・啓発を図っております。

相談体制の強化につきましては、悪質商法等の契約トラブルに関する消費生活相談やその他法律相談など市民が安全で安心した生活を確保できるよう、努めてまいります。

若年層に対する消費者教育につきましては、令和4年度の成年年齢の引き下げを見据え、市内中学校への啓発イベントの参加依頼や、県立高校への出前講座の実施案内、大学や専門学校担当者等との意見交換など、各学校内の行事等で消費者被害の防止を呼びかけていただくよう、積極的に働き掛けてまいります。

(市民局)

2 制度が導入され1年が経過した「会計年度任用職員制度」については、良質な公共サービスを維持し続けるためにも、引き続き、正職員との均等・均衡待遇や雇用継続など、雇用の安定と労働条件の適正化に努めること。また、必要な財源の確保を国に働き掛けること。

【回答】

会計年度任用職員の報酬につきましては、常勤職員の職責や給与との均衡、その職務の内容、責任の程度等を考慮するとともに、地域の実情を踏まえた給付水準としております。

また、会計年度任用職員の労働条件等につきましては、労働基準法等の関係法令の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、財源措置に関する国への働き掛けにつきましては、引き続き指定都市市長会等を通じて、対応してまいりたいと考えております。

(総務局)

以上

【受付No. 2021-6】